

一般社団法人電波産業会  
2023年度事業計画書  
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

第1 方針

電波の利用に関する、調査研究、研究開発、照会相談業務等のコンサルティング、情報提供業務、普及啓発事業、電波利用システムの標準規格の策定及び関連外国機関との連絡を積極的に推進する。

第2 事業計画

1 電波の利用に関する調査、研究及び開発

(1) 調査研究

引き続き高度無線通信システム、電磁環境、自営無線通信等に関して、今後の技術動向、将来展望、技術的条件、課題等につき幅広く調査研究を行うとともに、関係機関からの受託調査を行う。

(2) 研究開発

次世代移動通信システム（Beyond 5G/6G）、ITS情報通信システム、超高精細度テレビジョン等の研究開発を始めとして、電波の有効利用に関する技術の研究開発を行うとともに、電波利用システムに対する需要動向等に基づき新たな電波利用システムの研究開発を行う。

Beyond 5G/6Gの研究開発については、高度無線通信研究委員会での活動推進に加え、Beyond 5G推進コンソーシアムにおける白書作成をはじめとする総合的な戦略策定及び国際連携活動に積極的に参画すると共に、Beyond 5G 新経営戦略センターにおける標準化推進施策への協力・貢献を継続する。

なお、5G/ローカル5Gの普及推進のため、当会が事務局を務める「第5世代モバイル推進フォーラム」において、関係省庁及び国内外の団体と普及啓発活動に引き続き取組むとともに、総務省の制度改正に伴う免許申請マニュアル等の改正やミリ波利用促進等の課題への積極的な取組を行う。

また、ITS情報通信システムの研究開発については、当会が事務局を務める

「ITS情報通信システム推進会議」において、自動運転の実現に重要な5.9GHz帯のV2X無線技術の開発に向けて総務省と連携しつつ検討を進めるとともに、ミリ波レーダー等についても総務省の情報通信審議会における技術的条件の検討に寄与しつつARIB規格の策定を進める。

さらに、地上4K放送等のテレビジョン放送の高度化については、総務省の情報通信審議会における技術的条件の検討に寄与するとともに、放送システムのARIB規格の策定を進める。また、放送機器間のインタフェースにおけるIP化の進展等を踏まえスタジオ設備等のARIB規格の策定を進める。

## 2 電波の利用に関するコンサルティング及び普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供

### (1) コンサルティング

無線回線の使用可能周波数の検討及び伝搬障害防止に係る照会相談業務等を実施するとともに、照会相談業務電子計算システムのサーバー等の老朽化に対応するため設備更改を行う。

また、携帯電話基地局と衛星地球局との間の共用調整業務（干渉計算）に関し、引き続き総務省及び電気通信事業者と連携して5G携帯電話基地局用の干渉検討ツールの高度化に向けた検討を行う。

ダイナミック周波数共用業務については、2.3GHz帯第5世代移動通信システムの認定事業者に対して、無線局の運用に必要な事項の照会に応じるとともに、「ダイナミック周波数共用業務連絡会」を開催し、業務の円滑な運営を推進する。

さらに、ダイナミック周波数共用の候補周波数帯である26GHz帯及び40GHz帯について、総務省における調査検討と連携を図り、将来の業務実施を想定して課題の把握に務める。

### (2) 情報提供業務

電波の有効かつ適切な利用に寄与する無線局の周波数及び無線設備等に関する事項について、情報提供業務を行う。

(3) 普及啓発事業

電波の有効利用に功績のあった個人又は団体の表彰を行うとともに、電波の利用に関する行政方針・施策、電波利用システムに関する標準規格、技術開発動向等に関する講演会の開催及びホームページ、機関誌、ニュース等による電波有効利用情報の提供を行う。

また、地上デジタル放送方式等の国際普及活動を引き続き実施するとともに、ブラジル等における放送の高度化にも貢献する。

3 電波利用システムの標準規格の策定

電波利用システムの研究開発等の成果に基づき、無線機器製造者、利用者等の意向を十分に反映して、各種の電波利用システムの標準規格を策定する。グローバル化の進展に対応するため、関係者の協力を得て標準規格等の翻訳を進める。

また、国際標準化活動における人材育成等に積極的に貢献する。

4 電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力

電波利用システムの調査研究、研究開発等に関する事項について、密接に関連外国機関との連絡、調整及び協力を行う。

5 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務

本業務は、実施しない。